

○かほく市自主防災組織育成補助要綱

平成21年3月11日

告示第32号

改正 平成26年3月28日告示第63号

平成29年2月17日告示第8号

(目的)

第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及びかほく市地域防災計画に基づき、住民の防災意識の高揚と防災体制の確立を図るため、住民自らが活動を行う自主防災組織の結成及び防災資機材の整備等、実行性のある組織作りにあたり、市が支援を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「自主防災組織」とは、住民自らの生命及び財産は住民自らの手で守るという隣保共同の精神に基づき、地域住民が自主的に組織し、災害の未然防止、災害時における被害拡大防止及び災害応急対策活動を行う組織をいう。

(自主防災組織の結成)

第3条 自主防災組織を結成したときは、自主防災組織結成届出書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 自主防災組織役員名簿
- (3) 自主防災組織防災計画書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する自主防災組織に変更があったときは、速やかに、自主防災組織変更届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(防災資機材の支給及び管理)

第4条 市長は、前条第1項に規定する結成届出書を提出した自主防災組織に対して、災害時の迅速な初期行動を行うため、別表第1に定める防災資機材を支給するものとする。

2 自主防災組織は、前項に規定する防災資機材を受領したときは、防災資機材受領報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 防災資機材の支給は、1組織につき1回を限度とする。

4 自主防災組織は、支給を受けた防災資機材を適正に管理し、防災活動に有効に利用しなければならない。

(自主防災組織に対する支援)

第5条 市長は、自主防災組織に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 自主防災組織の育成及び防災知識の普及に関する資料の提供
- (2) 自主防災組織の活動に関する指導及び助言
- (3) 自主防災組織の防災知識の普及活動に対する支援
- (4) 自主防災組織が主催する防災訓練に関する指導

(職員の派遣)

第6条 市長は、防災訓練及び講習会等の防災知識の普及活動に対して、自主防災組織から申請があったときは、必要に応じて職員を派遣することができる。

2 自主防災組織は、前項に規定する職員の派遣を申請するときは、職員派遣申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助対象経費及び補助金の交付等)

第7条 市長は、自主防災組織が実施する自主防災活動に対し、補助金を交付するものとする。

2 前項に規定する自主防災活動で、補助金の対象となる事業内容、補助対象経費及び補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

3 同一団体に対する補助金は、事業内容の区分ごとに各年度1回限りとする。

(交付申請)

第8条 自主防災組織の代表者(以下「申請者」という。)が、前条に規定する補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業内容がわかる書類
- (2) 地区住民への周知文書等の写し
- (3) 収支予算書(事業に要する経費の見積書の写しを添付すること)

(交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(事業実績報告書)

第10条 申請者は、交付決定通知書に記載する事業を完了したときは、完了後15日以内に、事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業内容がわかる書類及び写真
- (2) 収支決算書(事業に要する経費の領収書の写しを添付すること)

(3) 参加者名簿（防災訓練のみ添付すること）

（補助金の確定）

第11条 市長は、前条の規定による事業実績の報告を受けたときは、事業実績が交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 申請者は、前条の規定による補助金確定通知を受けた後、補助金請求書（様式第9号）により、市長に請求するものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第63号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月17日告示第8号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後のかほく市自主防災組織育成補助要綱の規定は、この告示の施行の日以後に実施した自主防災活動について適用し、同日前に実施した自主防災活動については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

防災資機材支給品

支給品目
救急箱、メガホン、担架、ヘルメット、LEDライト、ラジオライト、救助工具箱、その他市長が特に必要と認めるもの

（備考）

支給する数量については、各自主防災組織の規模、世帯数、地域事情を勘案し、市長がその都度定めるものとする。

別表第2（第7条関係）

補助金の交付対象となる自主防災活動

事業内容	補助対象経費	補助金の額	補助金交付要件
防災訓練	<p>組織が開催する、情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、救出・救護訓練、避難誘導訓練、炊出し・給水訓練、その他の訓練に要する経費で、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指導者及び関係機関への謝金等 ○消耗品、燃料費、食糧費（炊き出し等に係るものに限る。）、印刷製本費等 ○通信運搬費、訓練参加者の保険料等 ○業務委託経費 ○会場等の使用料、資機材等の購入費、賃借料等 ○その他市長が特に必要と認める経費 	<p>訓練の参加者数に200円を乗じて得た額（※参加者数が100人未満の場合は、20,000円）と対象経費のいずれか低い額</p>	<p>同一組織に対する補助金は各年度1回限り</p>
防災研修等活動	<p>組織が開催する、防災知識の向上を目的とする研修会等に必要経費（講師謝礼、会場の使用料等）。※飲食に要する費用及びその他の研修への参加費用は対象外</p>	<p>対象経費の3分の1の額（1円未満の端数切捨て）。ただし限度額は、10,000円とする。</p>	<p>同一組織に対する補助金は各年度1回限り</p>
広報啓発活動	<p>組織が作成し、全戸配付する広報啓発を目的とした、防災マップ・パンフレット・チラシ等の作成費又は購入費</p>	<p>対象経費の3分の1の額（1円未満の端数切捨て）。ただし限度額は、30,000円とする。</p>	<p>同一組織に対する補助金は各年度1回限り</p>